

奥州市上下水道事業告示第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和3年3月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和3年3月31日

2 汚水を処理すべき区域

水沢地域

字八反町、字里鎗、後田、字内匠田、字釜田、字桜屋敷西、字桜屋敷、東中通り二丁目、字堰合、佐倉河字東沖ノ目、佐倉河字後田、佐倉河字杉ノ堂、佐倉河字石橋、佐倉河字川原田、真城字熊ノ堂、真城字杉山下、真城字町屋敷、真城字垣ノ内、真城字町南、真城字沼尻、羽田町駅前一丁目、羽田町駅前二丁目、羽田町駅東一丁目、羽田町久保、羽田町字明正の一部区域

江刺地域

南町、栄町、八日町一丁目、岩谷堂字一本松、愛宕字観音堂沖、愛宕字八日市、愛宕字梁川、愛宕字宿の各字の一部区域

前沢地域

字下小路の一部区域

胆沢地域

小山字二枚橋、小山字森下の一部区域

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢地域、江刺地域及び胆沢地域

- (1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内
- (2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター

前沢地域

- (1) 位置 奥州市前沢字孤堂地内
- (2) 名称 前沢下水浄化センター